

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から 39 年 6 月まで

当時、私は、夫が会社を退職した後、夫と一緒に国民年金の加入手続をして、納付組織の集金で夫婦一緒に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の夫が会社を退職した後、申立人と申立人の夫の国民年金への加入手続を一緒に行ったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録及びA市保管の国民年金被保険者名簿によると、国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、夫婦共に昭和 37 年 5 月 1 日に資格取得していることが確認でき、夫婦一緒に国民年金への加入手続をしたとする主張と符合する。

また、申立人は、国民年金に加入したときから、申立人の夫の保険料と一緒に納付組織の班長が来たときに申立人自身が毎月納付していたとしているところ、申立期間当時の集金方法及び当時納付していたとする保険料額の記憶が具体的かつ鮮明であり、A市保管の申立人の夫の国民年金被保険者名簿によると、申立期間を含む昭和 37 年 5 月から 61 年 3 月まで保険料は納付されていることが確認でき、申立期間についてどちらか一方だけが納付していたとすることは不自然である。

さらに、申立人は、申立人自身の厚生年金保険と国民年金への加入の切替手続をその都度適切に行っている上、申立期間以外は納付済みとなっており、年金制度への理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和36年4月ごろ、当時の集金人の勧誘により国民年金加入手続を行った。その後、同じ集金人が私、妻及び弟の保険料を集金に来ており、私は仕事で不在がちだったため主に私の母が保険料を納付していた。43年11月30日にA市B町（現在は、同市C町）に引っ越してからも、母が納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B町に転居する前の申立人の家族の国民年金保険料は、申立人の母が集金人に納付していたとしており、申立人宅の集金を行っていた当時の集金人の娘の証言と合致する。

また、申立人の国民年金保険料は、市保管の国民年金被保険者票によると、納付日が確認できる昭和36年4月から55年9月までのうち、申立期間後の昭和47年、52年及び54年の各1月から3月までの期間は過年度納付され、それ以外の期間は、すべて現年度納付されていることから、申立人の母が基本的には集金人に納付し、時には銀行に納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間を除く申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和36年4月ごろ、当時の集金人の勧誘により国民年金加入手続を行った。その後、同じ集金人が私、夫及び夫の弟の保険料を集金に来ており、私は仕事で不在がちだったため主に義母が保険料を納付していた。43年11月30日にA市B町（現在は、同市C町）に引っ越してからも、義母が納付していたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B町に転居する前の申立人の家族の国民年金保険料は、申立人の義母が集金人に納付していたとしており、申立人宅の集金を行っていた当時の集金人の娘の証言と合致する。

また、申立人の国民年金保険料は、市保管の国民年金被保険者票によると、納付日が確認できる昭和36年4月から55年9月までのうち、申立期間後の昭和47年、52年及び54年の各1月から3月までの期間は過年度納付され、それ以外の期間は、すべて現年度納付されていることから、申立人の義母が基本的には集金人に納付し、時には銀行に納付していたとする申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立期間を除く申立人の国民年金保険料はすべて納付済みとなっており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義母の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所D工場における資格取得日に係る記録を昭和21年9月2日に、資格喪失日に係る記録を昭和22年9月1日とし、21年9月から22年5月までの標準報酬月額を270円、22年6月から同年8月までの標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月2日から22年9月1日まで

私は、昭和21年9月2日から22年8月31日までA社C営業所D工場に勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言及びB社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和21年9月2日に同社E営業所から同社C営業所D工場に異動し、22年9月1日に同工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から、昭和21年9月から22年5月までは270円、22年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、

事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 9 月から 22 年 8 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月まで
申立期間の国民年金保険料は納付していたはずである。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初自分で納付していた国民年金保険料が未納となっているのは納得できないとしていたが、その後、自分では納付しておらず、保険料は主に妻が納付したかもしれないと述べ、さらには、保険料を誰が納付したのか分からないとするなど主張が変遷しており、保険料を納付したとする申立人の妻も、申立期間の保険料を納付した記憶は無いとしているなど、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、当初申立期間を昭和 61 年 9 月から 62 年 3 月までとしており、申立人は、62 年 4 月から同年 6 月までの期間は保険料を納付していなかったとしていたが、申立人の妻が、景気が良かったので、納付していないはずはないと記憶していることから、61 年 9 月から 62 年 6 月までに変更しており、申立内容に一貫性がない。

さらに、申立人はA市以外に住所の異動が無いなど、昭和 60 年 5 月に払い出された国民年金手帳記号番号と別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 9 月から 62 年 6 月まで
昭和 60 年 3 月に夫が退職し、自営業を始め 2 年弱は景気が良かった。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間の国民年金保険料を、二人分の保険料は自分では納付しておらず、申立人の夫が納付していたと思うとしており、申立人は保険料の納付に関与していないとしている。

また、申立人の夫は、当初自分で納付していた保険料が未納となっているのは納得できないとしていたが、その後、自分では納付しておらず、保険料は主に申立人が納付したかもしれないと述べ、さらには、保険料を誰が納付したのか分からないとするなど主張が変遷しており、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人はA市以外に住所の異動が無いなど、昭和 54 年 10 月に払い出された国民年金手帳記号番号と別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から同年10月まで
当時、私の父が、私の年金加入を厚生年金保険から国民年金に変えて、国民年金保険料を納めていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとしているが、申立人自身は直接関与しておらず、申立人の父は既に他界しており、具体的な加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、保険料を納付する切符を地区の係の人が持って来たとしているが、申立期間当時のものが分からないとし、切符の中身も見ることが無いとするほか、申立期間当時の保険料月額も分からないとしているなど、保険料を納付していたことを裏付ける具体的な供述が得られない。

さらに、申立人は、申立期間について申立人の父が、申立人の結婚前の国民年金への加入手続をして保険料を納付していたとすることを申立ての根拠としているが、ほかの加入すべき期間が複数あり、申立期間のみ加入して納付していたとする合理的な説明が得られなかった。

加えて、申立人は、A町（現在は、B市）以外に住民票の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から44年3月まで

私は、中学卒業後、大工の修業して一人前になり、働いたお金は全額親に渡していた。両親が私の国民年金も納付していたと思っていたため、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたと思っていたとしているが、当時、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付について両親から聞いたかどうかは覚えていないとしており、具体的な納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年5月4日に払い出されており、その時点で、申立期間54か月のうち、39年10月から43年3月までの42か月の保険料は時効のため、納付できない。

さらに、申立人が20歳になる前から他市町村への住民票の異動が無いなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人の両親に係る特殊台帳によると、当初、いずれも昭和39年度の8か月、40年度及び41年度の保険料は免除されていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月
昭和 58 年 9 月末で会社を辞めたので 10 月に役場に行き、国民年金の加入手続を行い保険料を納めた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 9 月末で会社を退職したので、同年の 10 月中に A 町（現在は、B 市）役場で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録によると、厚生年金保険の資格喪失は昭和 58 年 9 月 30 日となっていることから、申立人は、同年 9 月 29 日付けで会社を退職したこととなる。

また、申立人の国民年金の資格取得は、昭和 58 年 10 月 1 日となっているが、申立人は、正式に退職した日は明確には覚えていないとしており、役場で国民年金の加入手続を行う際、退職証明書等は持たずに手続したとしていることなどから、申立期間は未加入期間となり、保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から47年7月まで
会社を辞めた後、義母が、国民年金の加入手続を行い地区のA婦人会を通じて保険料を納めていた。未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が、国民年金の加入手続を行い地区の婦人会を通じて国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続及び保険料の納付について申立人自身が関与しておらず、手続等を行ったとする申立人の義母は他界しており、国民年金への加入及び納付についての具体的な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は過年度保険料となるため、現年度保険料のみを集金する婦人会では納付することができない。

さらに、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金は任意加入者となり、制度上、加入手続を行った日から被保険者資格を取得することとなることから、さかのぼって保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、B市以外に住所を移動したことは無いとしているなど別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年3月まで
昭和48年1月に結婚し、48年4月以降の国民年金保険料は納税貯蓄組合の会計担当に妻の保険料と一緒に納付した。妻のみが納付しており、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和48年4月以降の国民年金保険料は申立人の妻の保険料と一緒に納付したとしているが、A町保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和50年度及び51年度の保険料については申立人の妻の保険料は現年度納付されているものの、申立人の保険料は昭和52年5月27日に過年度納付されており、48年4月以降は申立人の妻の保険料と一緒に納付したとする申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は結婚後、納税貯蓄組合に保険料を納付したと主張しているが、昭和50年度及び51年度の保険料を過年度納付しており、制度上、過年度保険料は納税貯蓄組合では納付できないことから申立人の主張は合理的でない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 11 月、46 年 2 月から同年 3 月までの期間及び 47 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 11 月
② 昭和 46 年 2 月から同年 3 月まで
③ 昭和 47 年 8 月

私は、昭和 36 年 4 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料を、厚生年金保険の加入期間も含めて全期間洩れることなく納付した。申立期間の国民年金保険料についても納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格喪失後であり、申立人は、国民年金への加入手続が必要となるが、申立人は当該手続を行っていないとしており、市保管の国民年金被保険者名簿においても、申立期間に係る申立人の記録は未加入期間となっていることから、申立人は申立期間に係る国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は国民年金制度が開始された昭和 36 年 4 月以降、A 市から住所を移動していないなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 36 年 4 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料を、厚生年金保険の加入期間も含めて全期間洩れることなく納付したと主張しているが、申立てどおりに申立人の国民年金保険料を全期間納付していたとし

た場合、その間4度あった厚生年金保険被保険者期間の国民年金保険料は還付されることとなる。しかし、社会保険事務所保管の特殊台帳によると、申立人が厚生年金保険の被保険者となった39年6月から同年12月までの期間及び40年4月から45年2月までの期間については還付されているが、申立期間を含む45年7月以降の3度の厚生年金保険被保険者期間については還付された記録が無く、全期間洩れることなく納付したとする申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
国民年金開始当初は、A 市 B 町で集金人に国民年金保険料を納めていた。その時は、お腹に長男がいたのではっきりと記憶している。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の長男がお腹にいる時に保険料の納付を開始したと主張しているが、申立人の長男は昭和 35 年 12 月に生まれており、国民年金保険料の納付は 36 年 4 月に開始されていることから納付できない時期である。

また、国民年金保険料の納付を開始した当時は申立人の元夫の保険料と一緒に納付していたとしているが、市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の元夫についても申立期間に係る保険料は未納となっている。

さらに、申立人は、昭和 35 年 11 月に結婚した当初から A 市 B 町に居住しており、B 町の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人が同市 C 町から同市 B 町に住民票を移したのは 40 年 7 月であり、A 市によると、B 町の集金人が他の行政区の住民の集金を行うとは考え難いとしていることから申立期間の保険料を B 町の集金人に納付したとする申立人の主張は合理的でない。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 30 年 7 月 1 日から 34 年 3 月 6 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者期間とはならないとのことだった。

しかし、私は脱退手当金を請求した覚えはなく、受け取った覚えも無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 34 年 6 月 26 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立事業所において、申立人の厚生年金保険資格喪失日の前後である昭和 33 年 1 月から 35 年 12 月までの 3 年間に資格喪失した女性被保険者であって、退職時に 2 年以上の被保険者期間のある 3 名すべてに脱退手当金の支給記録があり、支給決定日が申立人と同日の者が 1 名、他の 1 名が申立人の支給決定日の約 1 か月前であることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 29 日から 33 年 3 月 19 日まで
申立期間については脱退手当金が支給済みであるとのことだが、私は請求
手続をしていないし、脱退手当金を受け取った覚えが無いので、納得できな
い。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後である昭和 31 年 1 月から 35 年 12 月までの 5 年間に資格喪失した女性被保険者であって、退職時に 2 年以上の被保険者期間のある 22 名のうち 12 名に脱退手当金の支給記録があり、うち 8 名について資格喪失日の約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 5 か月後の昭和 33 年 9 月 2 日に支給されているほか、申立人の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 54 年 5 月まで
② 昭和 54 年 6 月から 55 年 5 月まで
③ 昭和 55 年 6 月から 56 年 5 月 20 日まで
④ 昭和 56 年 9 月から 57 年 3 月まで

私は、申立期間①についてはA社に勤務し、申立期間②についてはB社に勤務し、申立期間③についてはC社のD支店とE支店に勤務し、申立期間④についてはF社のG支店に勤務していた。勤務していたことを示す証拠書類を提出するので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、同社が保管している従業員名簿及び申立人から提出のあった同社からの給与振込が記録された預金通帳により、申立人が申立期間のうち昭和 53 年 7 月 24 日から 54 年 1 月 6 日までの期間について勤務していたことは確認できる。

しかし、当該事業所は、昭和 54 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではないほか、当該事業所は「申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったので、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない」と回答している。

B社に係る申立期間②については、社会保険庁の記録によると、申立人が事業所の所在地として供述したH市において、同社が厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無く、同社と名称が類似する事業所についても適用事業所として見当たらない。

さらに、申立人は同僚の氏名を覚えておらず、申立内容を裏付ける関連資料、証言を得ることはできなかった。

C社（現在は、I社）に係る申立期間③については、申立人から提出のあった同社に係る健康保険被保険者証に記載された資格取得年月日が、社会保険庁

のオンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致しているほか、社会保険事務所が保管している同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番や乱れは無い。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について、I社に照会したが、当時の資料は既に廃棄されており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、元同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

F社に係る申立期間④については、同社は昭和57年1月16日に全喪しており、申立期間のうち57年1月17日から同年3月31日までの期間は適用事業所ではない。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について元事業主に照会したが、当時の資料は既に廃棄されており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

さらに、元同僚からも申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月 23 日から 41 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年ごろから 42 年 10 月 7 日まで、A社B出張所に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が無かった。会社を辞めた記憶が無いので、給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B出張所は昭和 56 年 12 月 1 日に全喪していることから、A社に、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について照会したが、A社B出張所の関連資料を既に廃棄しており、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、元上司及び元同僚からも申立人の申立内容を裏付ける関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、申立期間のうち昭和 39 年 11 月 23 日に健康保険任意継続被保険者となっているほか、40 年 7 月 20 日には申立人の夫の政府管掌健康保険被扶養者となっていることが確認できる。

加えて、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の記録は無く、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

その上、申立人に係る雇用保険の資格取得日は、昭和 41 年 6 月 1 日となっており、当該記録は厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 10 月 24 日まで

私は、昭和 30 年 4 月 1 日から 35 年 3 月末まで A 事業所 B 支所（現在は、A 事業所 C 支所）に勤務していたが、社会保険事務所に確認したところ、申立期間について厚生年金保険の記録が無い旨の回答をもらった。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について A 事業所 C 支所に照会したが、当時の関係書類が保管されておらず、これらの事実を確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

また、社会保険庁の記録では A 事業所 B 支所は、昭和 53 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるほか、登記事項証明書及び関係者の証言によると、申立事業所である A 事業所 B 支所は、申立期間のうち昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 9 日までは D 事業所 B 支所という団体であったと推測されるところ、同団体も適用事業所として見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 32 年 10 月 25 日に A 事業所において厚生年金保険の資格を取得しているところ、社会保険庁の記録によると、同法人は、31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 30 年 4 月 1 日から 31 年 3 月 31 日までは、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、上司と 2 人で勤務したと供述しており、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、当該上司も申立人と同日の昭和 32 年 10 月 25 日に厚生年金保険の資格を取得している上、申立期間について健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

その上、当該上司は死亡しており、申立期間に、A事業所の本所及び他の支所において、厚生年金保険の資格を取得している者に聴取したが、申立内容を確認できる関連資料、証言等を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までA社B部C課に社員として勤務していた。

厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社D部E課が保管している辞令書（写）により、申立人が、昭和 45 年 10 月 1 日から 46 年 3 月 31 日までA社B部C課に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険の適用について、A社D部E課に照会したが、当該事実を確認できる関連資料、証言を得ることはできなかった。

また、申立人が一緒に働いたとする元上司、社員 7 人に照会したが、回答があった 3 人からも申立人の勤務実態等について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が勤務した当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、社会保険の適用事業所となっていないほか、当時のB部の主管課であるF課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間において申立人の記録が無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。